

報告事項 2

和解の件について

令和元年度教第73号議案により代理した和解の件に係る意見照会について、次のとおり意見決定したので報告する。

令和 2 年 3 月 9 日提出

和解の件に関する意見

垂水区中学生自死事案に関する和解の件について、異議ありません。

令和2年2月14日

神戸市教育委員会
教育長 長田



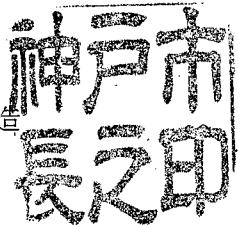
神教委児第1151号

令和2年2月14日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳 様

神戸市長 久 元 喜 造



和解の件に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、垂水区中学生自死事案に関する和解を締結するに当たり、神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：教育委員会事務局学校教育部児童生徒課）

第134号議案

和解の件

次のとおり和解を成立させる。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久元喜造

1 本件の概要

平成28年10月、垂水区内の市立中学校に在籍する3年生の女子生徒が自死する事案（以下「本件事案」という。）が発生した。本件事案については、いじめにより自死に至った疑いがあると認められたことから、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に該当すると判断し、同項に基づく調査（以下「いじめ調査」という。）が実施された。

しかし、本市のいじめ調査の進め方や調査結果に、遺族の理解が得られなかったことから、同法第30条第2項の規定による再調査が行われ、その結果、当該女子生徒の自死には、中学校1年生から3年生までの間に同級生から受けたいじめが大きく寄与しているとして、いじめと自死との関連性が認定された。

また、いじめ調査の間、本件事案の発生当初に当該女子生徒の同級生らによって作成されたメモが教職員により存在しないと回答されたことやそれを前提とした対応が行われたこと、メモの存在を把握した後に本市において、真摯に調査が行われずに消極的な対応に留まつたことなどの不適切な対応があった。

そこで、当該女子生徒が自死に至った要因及び本件事案の発生から調査結果が出るまでの本市の一連の不適切な対応を踏まえ、本市と相手方との間ににおいて、概ね次の内容で和解を成立させることとなったものである。

2 和解の相手方

兵庫県在住

A

3 和解の概要

(1) 相手方及び本市は、相手方が当該女子生徒の相続人として、本件事案に

おける本市に対する請求権の全部について単独で有することを確認する。

(2) 相手方は、前号の請求権について、他に権利を主張する者が現れたときは、相手方の費用と責任において解決し、本市に負担を生じさせないものとする。

(3) 本市は、相手方に対し、本件事案の解決金として、金20,250,000円の支払義務があることを認め、令和2年3月末日限り、相手方の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は本市の負担とする。

(4) 本市は、神戸市いじめ問題再調査委員会の調査報告書の内容を真摯に受け止め、その提言を実現することに努めるものとする。

(5) 本市と相手方との間には、本件事案に関し、前各号に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

理 由

和解を成立させるに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要があるため。